

令和6年第4回大野町農業委員会議事録

令和6年4月5日、大野町農業委員会長 目加田 菊次は、第4回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

---

本日の会議に付した議案

- 報第7号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議第9号 農地法第5条の規定による許可について  
議第10号 最適化活動の目標の設定について

---

出席農業委員（13名）

- |              |               |              |
|--------------|---------------|--------------|
| 1番 末守 吾郎 委員  | 2番 馬淵 徳次 委員   | 3番 内田 博人 委員  |
| 5番 河本 茂樹 委員  | 6番 見屋井 美栄子 委員 | 7番 河野 正和 委員  |
| 8番 目加田 菊次 委員 | 9番 林 和朗 委員    | 10番 山村 隆昌 委員 |
| 11番 野村 茂雄 委員 | 12番 加納 賢 委員   | 13番 清水 誠 委員  |
| 15番 飯沼 良一 委員 |               |              |

出席農地利用最適化推進委員（10名）

- |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 岡田 松榮 委員 | 林 竜彦 委員  | 渡邊 靖 委員  | 所 勝重 委員  |
| 内藤 昭宏 委員 | 河田 幸則 委員 | 小森 富雄 委員 | 宮嶋 博幸 委員 |
| 野津 正明 委員 | 田代 定 委員  |          |          |

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

- 久保田 静真 委員

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- 事務局長 吉村 康弘 係長 高島 伸圭 係 田邊 貢一 係 若原 宏晃  
係 青木 哲平

(令和6年4月5日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日推進委員の久保田静真委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を9番の林和朗委員、10番の山村隆昌委員にお願いしたいと思います。それでは報第7号について、事務局より説明願います。

〔係長高島伸圭 報第7号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。3筆で2,739㎡でございます。

2番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。2筆で421㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。2筆で1,559㎡でございます。

4番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。6筆で4,627㎡でございます。

報第7号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第7号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第8号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 報第8号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地の賃借権の合意解約については許可不要となっておりますが、農地法第18条第6項の規定により、その旨を農業委員会に通知することとなっております。

1番でございます。所有者と耕作者の間で使用貸借権を設定しておりましたが、令和6年3月18日付で合意解約されたということで、通知されました。

2番でございます。所有者と耕作者の間で使用貸借権を設定しておりましたが、令和6年3月31日付で合意解約されたということで、通知されました。

3番でございます。所有者と耕作者の間で使用貸借権を設定しておりましたが、令和6年3月16日付で合意解約されたということで、通知されました。

4番でございます。所有者と耕作者の間で使用貸借権を設定しておりましたが、令和6年3月31日付で合意解約されたということで、通知されました。

報第8号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第8号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第9号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第9号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、さらに農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、修理解体業特殊車輛置場とするために申請されました。担当推進委員は所委員でございます。

議第9号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第9号の1番の案件につきまして、担当委員であります所委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第9号の1番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第9号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第10号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係若原宏晃 議第10号の議案説明〕

○係（若原宏晃）

農業委員会による最適化活動の推進等に基づき、令和6年度の最適化活動の目標を決定するものです。また農業委員会法第37条において、農業委員会は事務の実施状況を公表しなければならないとされており、令和6年度の最適化活動の目標の設定等につきまして町のホームページ上で公表させていただきます。

〔係若原宏晃 詳細について説明〕

○議長（目加田菊次会長）

議第10号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第10号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については5月8日9時より行います。よろしくお願いいたします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第4回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長

目加田 菊次



委員

林 和朗



委員

山村 隆昌

